

平成 13 年 11 月 19 日

ガイアエナジー株式会社
代表取締役 金濱 道啓 殿

高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会

ヒアリングの開催について（協力依頼）

拝啓

向寒の候、貴社ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、先般、高濃度アルコール含有燃料を使用した一部のガソリン自動車における燃料漏れ・火災事故の発生を契機として、経済産業省及び国土交通省は、「高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会」を共催で発足させ、高濃度アルコール含有燃料の安全性等に関して科学的・客観的に検証を進めております。既に、本調査委員会は 2 回ほど開催されており、これまでは自動車側からの不具合内容に関する報告や過去のアルコール燃料に関する研究結果を中心に安全性等について審議がなされております。

ここで、より科学的に厳密な検証を進め、かつ、客観性を保つ観点から、本調査委員会では、高濃度アルコール含有燃料の製造・供給者側の安全性等に係る考え方・見解も聴取し、その見解についても科学的見地から審議し検証を進めたいと考えております。

つきましては、貴社が輸入又は供給もしくは製造（以下、「輸入等」という。）しておりますアルコールを含有したガソリン自動車用燃料（以下、「高濃度アルコール含有燃料」という。）の安全性等について、別紙 1（ヒアリング実施要領）に沿ってヒアリングを開催し、貴社の見解を科学的観点から御説明頂きたいと存じますので、趣旨を御賢察の上、御協力をお願い申し上げます。

敬具

二伸

本調査委員会においては、貴社等が当該燃料の安全性の証明するために化学分析を委託している分析機関の職員を委員として招聘しております。ここで、当該委員より、貴社の了解があれば、当該分析を行った分析機関から分析内容について詳細内容を説明することが可能であるとの見解を伺っております。これは安全性等の検証の重要な判断材料となると考えられることから、是非、委託分析を行った結果について分析機関からの開示を了承していただきますようお願い申し上げます。

御了承いただける場合には、別紙 4 の開示了承確認書に所要の事項を記入の上、

署名・捺印をして本調査委員会事務局まで同封の封筒にて返送していただきますようお願い申し上げます。

三伸

また、本調査委員会においては、高濃度アルコール含有燃料の性状を客観的に把握するために、経済産業省検査員による燃料サンプリングの実施を企画しております（別紙5参照）。このサンプリングは、貴社等の任意の協力をもとに実施する予定ですが、より確度の高い検証を実施するためにも、より多くのサンプルを円滑に採取し、分析結果を得ることが必要であると考えております。このような事情に鑑み、速やかなサンプリング実施に関して御協力いただけるよう、関係者へ便宜供与を要請することをお願い申し上げます。

御協力いただける場合には、別紙6の便宜供与確認書に署名捺印の上、同封の封筒にて事務局まで返送していただきますようお願い申し上げます。

連絡先：高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会事務局
〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2530 日本自動車研究所内
TEL 0298-56-1120
FAX 0298-56-1134

平成13年11月19日

ガイアックス株式会社

代表取締役 吉岡 純太郎 殿

高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会

ヒアリングの開催について（協力依頼）

拝啓

向寒の候、貴社ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、先般、高濃度アルコール含有燃料を使用した一部のガソリン自動車における燃料漏れ・火災事故の発生を契機として、経済産業省及び国土交通省は、「高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会」を共催で発足させ、高濃度アルコール含有燃料の安全性等に関して科学的・客観的に検証を進めております。既に、本調査委員会は2回ほど開催されており、これまでは自動車側からの不具合内容に関する報告や過去のアルコール燃料に関する研究結果を中心に安全性等について審議がなされております。

ここで、より科学的に厳密な検証を進め、かつ、客観性を保つ観点から、本調査委員会では、高濃度アルコール含有燃料の製造・供給者側の安全性等に係る考え方・見解も聴取し、その見解についても科学的見地から審議し検証を進めたいと考えております。

つきましては、貴社が輸入又は供給もしくは製造（以下、「輸入等」という。）しておりますアルコールを含有したガソリン自動車用燃料（以下、「高濃度アルコール含有燃料」という。）の安全性等について、別紙1（ヒアリング実施要領）に沿ってヒアリングを開催し、貴社の見解を科学的観点から御説明頂きたいと存じますので、趣旨を御賢察の上、御協力をお願い申し上げます。

敬具

二伸

本調査委員会においては、貴社等が当該燃料の安全性の証明するために化学分析を委託している分析機関の職員を委員として招聘しております。ここで、当該委員より、貴社の了解があれば、当該分析を行った分析機関から分析内容について詳細内容を説明することが可能であるとの見解を伺っております。これは安全性等の検証の重要な判断材料となると考えられることから、是非、委託分析を行った結果について分析機関からの開示を了承していただきますようお願い申し上げます。

御了承いただける場合には、別紙4の開示了承確認書に所要の事項を記入の上、

署名・捺印をして本調査委員会事務局まで同封の封筒にて返送していただきますようお願い申し上げます。

三伸

また、本調査委員会においては、高濃度アルコール含有燃料の性状を客観的に把握するために、経済産業省検査員による燃料サンプリングの実施を企画しております（別紙5参照）。このサンプリングは、貴社等の任意の協力をもとに実施する予定ですが、より確度の高い検証を実施するためにも、より多くのサンプルを円滑に採取し、分析結果を得ることが必要であると考えております。このような事情に鑑み、速やかなサンプリング実施に関して御協力いただけるよう、関係者へ便宜供与を要請することをお願い申し上げます。

御協力いただける場合には、別紙6の便宜供与要請書に署名捺印の上、同封の封筒にて事務局まで返送していただきますようお願い申し上げます。

連絡先：高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会事務局
〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2530 日本自動車研究所内
TEL 0298-56-1120
FAX 0298-56-1134

平成13年11月19日

株式会社 イー・スリー
代表取締役 茂木 朋一 殿

高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会

ヒアリングの開催について（協力依頼）

拝啓

向寒の候、貴社ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、先般、高濃度アルコール含有燃料を使用した一部のガソリン自動車における燃料漏れ・火災事故の発生を契機として、経済産業省及び国土交通省は、「高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会」を共催で発足させ、高濃度アルコール含有燃料の安全性等に関して科学的・客観的に検証を進めております。既に、本調査委員会は2回ほど開催されており、これまでは自動車側からの不具合内容に関する報告や過去のアルコール燃料に関する研究結果を中心に安全性等について審議がなされております。

ここで、より科学的に厳密な検証を進め、かつ、客観性を保つ観点から、本調査委員会では、高濃度アルコール含有燃料の製造・供給者側の安全性等に係る考え方・見解も聴取し、その見解についても科学的見地から審議し検証を進めたいと考えております。

つきましては、貴社が輸入又は供給もしくは製造（以下、「輸入等」という。）しておりますアルコールを含有したガソリン自動車用燃料（以下、「高濃度アルコール含有燃料」という。）の安全性等について、別紙1（ヒアリング実施要領）に沿ってヒアリングを開催し、貴社の見解を科学的観点から御説明頂きたいと存じますので、趣旨を御賢察の上、御協力をお願い申し上げます。

敬具

二伸

本調査委員会においては、貴社等が当該燃料の安全性の証明するために化学分析を委託している分析機関の職員を委員として招聘しております。ここで、当該委員より、貴社の了解があれば、当該分析を行った分析機関から分析内容について詳細内容を説明することが可能であるとの見解を伺っております。これは安全性等の検証の重要な判断材料となると考えられることから、是非、委託分析を行った結果について分析機関からの開示を了承していただきますようお願い申し上げます。

御了承いただける場合には、別紙4の開示了承確認書に所要の事項を記入の上、

署名・捺印をして本調査委員会事務局まで同封の封筒にて返送していただきますようお願い申し上げます。

三伸

また、本調査委員会においては、高濃度アルコール含有燃料の性状を客観的に把握するために、経済産業省検査員による燃料サンプリングの実施を企画しております（別紙5参照）。このサンプリングは、貴社等の任意の協力をもとに実施する予定ですが、より確度の高い検証を実施するためにも、より多くのサンプルを円滑に採取し、分析結果を得ることが必要であると考えております。このような事情に鑑み、速やかなサンプリング実施に関して御協力いただけるよう、関係者へ便宜供与を要請することをお願い申し上げます。

御協力いただける場合には、別紙6の便宜供与要請書に署名捺印の上、同封の封筒にて事務局まで返送していただきますようお願い申し上げます。

連絡先：高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会事務局
〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2530 日本自動車研究所内
TEL 0298-56-1120
FAX 0298-56-1134

平成13年11月19日

有限会社 ガイアフォース
代表取締役 西川 深雪 殿

高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会

ヒアリングの開催について（協力依頼）

拝啓

向寒の候、貴社ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、先般、高濃度アルコール含有燃料を使用した一部のガソリン自動車における燃料漏れ・火災事故の発生を契機として、経済産業省及び国土交通省は、「高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会」を共催で発足させ、高濃度アルコール含有燃料の安全性等に関して科学的・客観的に検証を進めております。既に、本調査委員会は2回ほど開催されており、これまでは自動車側からの不具合内容に関する報告や過去のアルコール燃料に関する研究結果を中心に安全性等について審議がなされております。

ここで、より科学的に厳密な検証を進め、かつ、客観性を保つ観点から、本調査委員会では、高濃度アルコール含有燃料の製造・供給者側の安全性等に係る考え方・見解も聴取し、その見解についても科学的見地から審議し検証を進めたいと考えております。

つきましては、貴社が輸入又は供給もしくは製造（以下、「輸入等」という。）しておりますアルコールを含有したガソリン自動車用燃料（以下、「高濃度アルコール含有燃料」という。）の安全性等について、別紙1（ヒアリング実施要領）に沿ってヒアリングを開催し、貴社の見解を科学的観点から御説明頂きたいと存じますので、趣旨を御賢察の上、御協力をお願い申し上げます。

敬具

二伸

本調査委員会においては、貴社等が当該燃料の安全性の証明するために化学分析を委託している分析機関の職員を委員として招聘しております。ここで、当該委員より、貴社の了解があれば、当該分析を行った分析機関から分析内容について詳細内容を説明することが可能であるとの見解を伺っております。これは安全性等の検証の重要な判断材料となると考えられることから、是非、委託分析を行った結果について分析機関からの開示を了承していただきますようお願い申し上げます。

御了承いただける場合には、別紙4の開示了承確認書に所要の事項を記入の上、

署名・捺印をして本調査委員会事務局まで同封の封筒にて返送していただきますようお願い申し上げます。

三伸

また、本調査委員会においては、高濃度アルコール含有燃料の性状を客観的に把握するために、経済産業省検査員による燃料サンプリングの実施を企画しております（別紙5参照）。このサンプリングは、貴社等の任意の協力をもとに実施する予定ですが、より確度の高い検証を実施するためにも、より多くのサンプルを円滑に採取し、分析結果を得ることが必要であると考えております。このような事情に鑑み、速やかなサンプリング実施に関して御協力いただけるよう、関係者へ便宜供与を要請することをお願い申し上げます。

御協力いただける場合には、別紙6の便宜供与要請書に署名捺印の上、同封の封筒にて事務局まで返送していただきますようお願い申し上げます。

連絡先：高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会事務局
〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2530 日本自動車研究所内
TEL 0298-56-1120
FAX 0298-56-1134

ヒアリング実施要領

- ・ ヒアリングは、次の日時・場所にて実施しますので、万障繰り合わせの上御参集ください。

日時：平成13年12月10日（詳細時間は、別途調整させていただきます。）

場所：如水会館 2F スターホール

東京都千代田区一ツ橋2-2-1

- ・ 説明者については、貴社を代表して責任をもって説明できる方を願います。
- ・ 説明者の人数については、会場準備及び旅費手当の関係から最大5名で願います。なお、説明上、やむを得ず5名を超える説明者が必要な場合には、事務局まで個別に御相談ください。
- ・ 安全性等を検証する観点から貴社にお尋ねする事項は、本調査委員会の審議の結果、別紙2のとおりとなっております。当該質問事項に沿って貴社説明者と委員との間で問答を行い、審議させていただく予定ですので、別紙2を参考に、必要な資料を御準備ください（様式自由）。
- ・ 説明に際して、配付資料以外に、プロジェクター、OHP、スライド

映写機を用意を御希望される場合には、平成13年11月26日までに事務局までお知らせください。

- ・ 委員へ事前配布を御希望される資料がある場合には、当該資料のコピー及び委員への郵送に日数がかかりますので、平成13年11月30日までに必着で事務局に送付いただきますようお願いいたします。
- ・ 当日配布を御希望される資料については、当該資料をコピーする必要がありますので、平成13年12月6日までに必着で事務局に送付いただきますようお願いいたします。
- ・ 本調査委員会は会議・資料ともに原則公開としておりますが、本調査委員会の公開基準に則り、非公開にすることも可能です（別紙3参照）。会議もしくは資料の非公開を希望される場合には、会議進行準備の都合がありますので、11月26日までに非公開を希望する内容について事務局に御連絡ください。なお、非公開の理由・事情について対外的に説明する必要がありますので、プレス等への対外説明用の公表資料を用意してください。
- ・ その他、不明点については事務局までお問い合わせください。

以上

ヒアリング項目

高濃度アルコール含有燃料の性状等の実態について

- a. ガソリン自動車用燃料として販売している商品名
- b. 「a.」に該当する各商品の品質規格・基準と許容誤差範囲
- c. 「a.」に該当する各商品の製造方法
 - (1) 原料(添加剤を含む)
 - (2) 原料から製品に至るまでの化学的原理、化学プロセスフローはどうなっているか。
 - (3) 製造所における製造プロセスのフローはどうなっているか。

高濃度アルコール含有燃料の品質管理について

- d. 「a.」に該当する各商品の流通経路と流通過程及び流通末端における適正品質維持・適正品質確保手法としてどのような対策がとられているか。
 - (1) 製造施設の所在地、貯蔵施設の所在地、販売店の所在地
 - (2) 製造施設からタンカーまでの移送方法及び適正品質維持・適正品質確保手法はどうなっているか。
 - (3) タンカーから国内貯蔵タンク移送方法及びその過程における適正品質維持・適正品質確認手法はどうなっているか。

るか。

- (4) 国内貯蔵タンクから販売所までの移送方法及びその過程における適正品質維持・適正品質確認手法はどのようなものか。

高濃度アルコール含有燃料をガソリン自動車に使用することに関する安全性について

- e. 「a.」に該当する各商品について、ガソリン自動車への使用可能性を検証するために行った試験の内容と現在販売されている商品に対する試験結果はどのようなものか。

(1) 試験車両

(2) 燃料検体組成及びサンプリング日時並びにサンプリング場所

(3) 試験内容（試験項目、試験方法、試験条件、試験結果）

- f. 「e.」の結果から、どのような科学的論理によって、ガソリン自動車に使用することの安全性・実用性を保証できているのか。特に、ガソリン試験車に改造なく使用できるとする科学的根拠はなにか。

- g. 「e.(1)」の試験車両にはない、実際に試験・検証を行っていないガソリン自動車に対しては、どのような科学的論理をもって、使用可能としているのか。

- h. 貴社が公表している腐食性試験等は、どのような科学的論理によっ

て、ガソリン自動車に対して使用するにあたっての安全性・実用性を立証するものであるとしているのか。

- (1) 試験車両、試験材料
- (2) 燃料検体組成及びサンプリング日時並びにサンプリング場所
- (3) 試験内容（試験項目、試験方法、試験条件、試験結果）

高濃度アルコール含有燃料の消費者保護対策

i. 「a.」に該当する商品において、消費者に対して「環境にいい」と公表している商品があれば、その「環境にいい」と判断する基準は何で、その科学的根拠は何か。

- (1) ガソリン自動車使用時の排出ガスへの影響を検証するために行った試験の内容と現在販売されている商品に対する試験結果はどうなっているか。
- (2) 「i.(1)」の結果から、どのような科学的論理によって、「環境にいい」としているのか。特に、排出ガス（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、アルデヒド類等）への影響について、どのような技術的見解を持っているか。
- (3) 「i.(1)」の試験車両にはない、実際に試験・検証を行っていないガソリン自動車に対しては、どのような科学的論理をもって、「環境にいい」としているのか。
- (4) 「a.」に該当する商品個々の組成や成分含有率のばらつきに

よる排出ガスへの影響について、どのようなものを想定しており、どのような対策が施されているか。

(5) 「a.」に該当する商品の改良履歴はどうなっているか。また、改良に際してなされた技術的研究の内容はどうなっているか。

j. 「a.」に該当する商品における不具合情報の内容

(1) 貴社が把握している貴社の燃料を使用した際の不具合情報（車種、不具合内容 等）はどのような結果になっているか。

(2) 「j.(1)」の不具合に対して、どのような品質改善対策を施しているか。また、ユーザーに対する補償内容はどうか。

商品の移送、貯蔵に係る防災対策について

k. 「a.」に該当する商品の移送において、どのような防災上の措置がとられているか。

l. 「a.」に該当する商品の貯蔵において、どのような防災上の措置がとられているか。

(以上)

第1回調査委員会 資料4

調査委員会の進め方について

1. 会議の公開について

会議は原則公開とする。ただし、委員の発言を妨害する等の会議の進行を妨げる者は、直ちに退場させることとする。

なお、審議内容に企業秘密情報や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合には、委員会の了解により、会議を非公開とすることができる。

なお、会議を非公開とした場合には、原則、審議概要について事務局において文書にまとめ、非公開情報についてマスキング等の処理を行った上で、公開可能な範囲について記者発表等を通じ後日公開する。

2. 資料、議事録の公開について

資料、議事録(記名)についても原則公開とする。ただし、資料又は議事録に企業秘密情報や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合には、委員会の了解により、非公開とすることができる。

なお、資料又は議事録を非公開とした場合には、原則、非公開情報のマスキング等の処理を行った上で、公開可能な範囲について後日公開する。

(別紙4)

平成 年 月 日

高濃度アルコール含有燃料に関する安全性調査委員会

企業名：

代表者名： 印

住所：

開示了解確認書

当社が取り扱っているアルコールを含有したガソリン自動車用燃料に関して下記分析機関に委託した分析内容については、当該機関から高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会の場（公開）において開示することを了承します。

ただし、別紙に掲げる事項については、これを公にすることにより、当社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とします。

記

- ・ 社団法人 新日本検定協会
- ・ 財団法人 日本海事検定協会
- ・ 財団法人 化学物質評価研究機構（旧化学品検査協会）
- ・ 社団法人 全国石油協会

第2回調査委員会 資料5 - 5

高濃度アルコール含有燃料のサンプリングについて

1. 趣旨

高濃度アルコール含有燃料の安全性等を正確に検証するためには、化学的性状が明らかにされていない高濃度アルコール含有燃料について、その性状を正確に把握する必要があると考えられる。このような背景から、実際に流通している高濃度アルコール含有燃料からサンプルを採取し、その性状を分析を行い、実態を把握する手法について検討する。

2. サンプリングの実施手順(案)

前回の調査委員会の報告によれば、高濃度アルコール含有燃料の組成は、非常にバラツキが大きいことが報告されている。これは、各製造所で均一の組成の製品が製造されていると仮定すれば、流通過程の各段階における性状変化している可能性が考えられる。

したがって、これらの流通過程における性状変化もトレースする観点から、上記の各段階において、「遍く」「広く」「不作為に」サンプルを採取することを基本方針としてはどうか。

- ・ 高濃度アルコール含有燃料の販売店の各タンク内のもの
- ・ 高濃度アルコール含有燃料の貯蔵所内のもの
- ・ 高濃度アルコール含有燃料を運送するタンカー内のもの
- ・ 高濃度アルコール含有燃料の製造所のタンク内のもの

高濃度アルコール含有燃料の実態を正確に把握する観点から、具体的には以下のような手順で実施することとしてはどうか。

(1) サンプリング対象

(別紙5)

高濃度アルコール含有燃料の販売店、貯蔵所、製造所、タンカーについて調査した上で、これらの中から各流通段階に偏りがないように、また、地域的に偏りがないように、サンプリング対象を不作為に抽出し、サンプリング計画を事務局で作成する。

(2) サンプリング箇所数

サンプリング対象の抽出数については、150ヶ所以上とする。
(高濃度アルコール含有燃料製造業者等の公表資料によれば、販売店数が約280件であることから、これに貯蔵所、タンカー、製造所からの採取分も加味して、全体の約半分である150ヶ所以上から採取することが、高濃度アルコール含有燃料の全貌を把握する観点からの一つの目安になるのではないか。)

(3) サンプル採取者

サンプルの採取については、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく検査員(地方経済産業局職員)を予定。

(4) サンプルの採取日時

実態をありのまま把握する観点から、事前通告なしに訪問し、サンプルを採取する。

(6) サンプル採取時に記録すべき事項

- ・ 採取場所
- ・ 採取日時
- ・ 気温
- ・ 湿度
- ・ タンク識別番号
- ・ 各タンク容量
- ・ 直近のタンクローリー、タンカーからの補給日

(5) サンプルの購入費

サンプルの採取にあたっては、一般販売価格等の流通価格で購入することとする。

(6) サンプルの分析機関

採取されたサンプルの分析については、揮発油等の品質の確保

等に関する法律等により指定分析機関に指定されている以下の4機関に分析を依頼する予定。

- ・ 財団法人新日本検定協会
- ・ 社団法人日本海事検定協会
- ・ 財団法人化学物質評価研究機構
- ・ 社団法人全国石油協会

3. サンプル採取方法(案)

サンプルを採取した後、性状変化をすることなく採取し、保存するため、以下のように取り扱う。

(1) サンプルの採取方法全般

基本的に、「原油及び石油製品 - 試料採取方法」(JIS K2251)を参考にサンプリングする。

(2) サンプルの採取方法について

販売店の各タンク内のもの

- ・ 販売店の各タンク内のものについては、給油ノズルから直接容器に採取する。

貯蔵所内、タンカー内、製造所のタンク内のもの

- ・ 貯蔵所内、タンカー内、製造所のタンク内のものについては、そのタンクの構造等に応じて、下記の例を参考に適当な方法で採取する。

おもり付き採取器、タップ採取方法(タンク壁面のバルブ)、循環ライン採取方法、連続ライン採取方法 など

- ・ JIS K2251 を参考に一次試料を採取し、二次試料を調整する。

一次試料：タンクの各部から採取した試料

二次試料：一次試料を等量混合、等比混合などで調整したもので、ロットの代表試料とする。

- ・ 基本的に二次試料を分析することとするが、サンプル位置や油槽に

より一次試料の性状が大きく変化することが予測される場合には、一次試料についても分析する。

(2) サンプルの保存方法について

密閉して冷暗所に保存する。

(3) サンプルを収納する容器について

ガラス瓶または金属缶を使用する。金属缶を用いる場合はサンプルとの反応を考慮した材質・構造のものを用いる。試料容器のふたについても同様である。

4. サンプルの分析項目及び分析方法

(1) 分析項目及び分析方法(案)

高濃度アルコール含有燃料の性状を把握する上で、必要であると考えられる分析項目とそれぞれの分析項目に対して適当であると考えられる試験方法について抽出した原案を以下に示す。

高濃度アルコール含有燃料の性状を把握する上で必要な分析項目(案)

分析項目	単位	試験方法	
密度	g/cm ³	JIS K 2249	
オクタン価(リサーチ法)	-	JIS K 2280	
オクタン価(モーター法)	-	JIS K 2280	
蒸気圧(リード法)	kPa	JIS K 2258	
蒸留		JIS K 2254	
実在ガム(洗浄)	mg/100ml	JIS K 2261	
実在ガム(未洗)	mg/100ml	JIS K 2261	
炭化水素組成	芳香族分 オレフィン分 飽和分	容量% 容量% 容量%	JIS K 2536
ベンゼン	容量%	JIS K 2536	
MTBE	容量%	JIS K 2536	
硫黄分	wt.ppm	JIS K 2541	
酸化安定度	min	JIS K 2287	
銅板腐食	-	JIS K 2513	
色	-		
水分	ppm	JIS K 2275	
元素分析	炭素分 水素分 酸素分	wt.% wt.% wt.%	
アルコール成分	メタノール エタノール プロパノール i-プロピルアルコール i-ブタノール n-ブタノール など	容量%	JIS K 2536

(別紙6)

平成 年 月 日

高濃度アルコール含有燃料に関する安全性調査委員会

企業名：

代表者名： 印

住所：

便宜供与確認書

当社は、「高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会」の調査依頼に基づき自動車用燃料サンプルを採取する経済産業省職員を支障なくサンプル採取させ、かつ、サンプルの採取に関連して必要なその他の調査を支障なく実施されるよう、関係者に要請します。